

[事案 27-3] 既払込保険料返還等請求

・平成 27 年 10 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

返還された保険料について、申立時点または返還時点の為替レートで計算し直して支払うこと等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 5 月に契約した米ドル建て終身保険（保険料は米ドルを円換算して支払い）について、保険会社との合意により返還された既払込保険料について保険会社が為替の利益を享受していることを理由に、以下を請求する。

- (1)既払込保険料を申立時または返還時の為替レートで円換算して返還すること。(請求①)
- (2)既払込保険料を返還する際、年 5 分の利息を付すこと。(請求②)
- (3)保険会社の不法行為に対し損害賠償を支払うこと。(請求③)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、米ドル建て保険料を円換算して、円で支払っていたのであるから、実際に支払われた金額を返還すれば足りる。
- (2)申立人は保障の利益を得ていたものであり、また、当社は契約者貸付の利息も免除しているので、返還する既払込保険料に年 5 分の利息を付す必要はない。
- (3)当社の行為は不法行為にあたるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況、および、保険会社による事後の対応に不十分な点があったかどうかなどを把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①～請求③は認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)本件では募集人に対する事情聴取を行うことができなかったが、保険会社は、募集人の行為が不適切であったことと、本件とは別に不適切な行為を行っていたことを認めており、また、申立人の提出したメモおよび手帳からは、募集人が募集に際して、契約者貸付に関して誤った説明を行った可能性があることが推定される。これらを踏まえ、募集人による不法行為があったとまでは認められないが、募集人の募集行為が不適切なものであったことは否定できない。
- (2)募集人が募集時に不適切な行為を行ったことを前提とすると、保険会社の受けた利益については争いがあるものの、少なくとも普通預金の金利を超えるような利益があったと推定される。

